事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	家庭児童相談事業		

事業概要	子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。また、保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善及び児童虐待の未然防止等のための講座を開催します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	電話相談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	家庭訪問	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	ケース検討会議開催	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	茅ヶ崎市子ども家庭総合支援拠点の運営	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	茅ヶ崎市要保護児童対策地域協議会の運営	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	ほしつ☆メソッドの開催	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	国庫補助金の請求事務	事務作業全般			■			■			■			■
8	家庭児童相談システム構築等	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
9	こども家庭センター設置に向けた検討	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・児童福祉法 第10条　市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。 第10条の2　市町村は、前条第1項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。 第25条の2　地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。 ・児童虐待の防止等に関する法律 第4条　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。 ・茅ヶ崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	育児支援家庭訪問事業		

事業概要	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問し、保健師・助産師・保育士等が指導・助言を、委託事業者のヘルパーが育児・家事等の支援を行い、家庭の適切な養育を確保します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ケース検討会議（必要性の判断）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	利用申請	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	利用調整	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	利用決定	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	委託契約事務	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	ケース検討会議（効果検証・フォロー）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	国庫・県費補助金の請求事務	事務作業全般	■			■			■	■			■	
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・児童福祉法 第6条の3 第5項　この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。 ・子ども・子育て支援法 第59条　市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (8) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第25条の7第1項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	助産・母子保護の実施事業		

事業概要	・経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を実施します。 ・児童の福祉において課題がある場合、保護者である母及びその児童を母子生活支援施設に保護します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ケース検討会議（必要性の判断）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	入所申請	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	入所調整	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	入所決定	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	費用の支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	面談（母子生活支援施設のみ）	現場調査・訪問		■						■				
7	ケース検討会議（効果の検証・フォロー）	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	国庫・県費負担金の請求事務	事務作業全般	■			■				■		■		■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・児童福祉法 第22条　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 第23条　都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。 ・茅ヶ崎市助産の実施に関する規則 ・茅ヶ崎市母子保護実施規則

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	いじめ問題対策連絡協議会事業		

事業概要	いじめの防止等に向け、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成する茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会を運営し、情報交換及び連絡調整を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会の運営	庁外調整・会議										■		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・いじめ防止対策推進法 第14条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 ・茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会条例

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	母子健康手帳交付・妊産婦健康診査事業		

事業概要	・母子健康手帳を交付し、妊娠中や子育て期におけるサービス等の情報提供を行います。 ・交付時の面談により、支援を必要とする妊婦への早期対応や必要な保健指導を行います。 ・妊娠届出をした妊婦に妊産婦健康診査費用補助券（妊婦健康診査分１４回、産婦健康診査分２回）を交付し、妊産婦健康診査受診を勧奨します。妊産婦健康診査は、各個別医療機関で実施します。 ・里帰り等により県産科婦人科医会と契約のない医療機関で受診した方や、補助券の額面未満の額で受診した方等、妊産婦健康診査費用補助券が利用できなかった方に、費用の一部を償還払いにて助成を行います。 ・多胎妊娠における母体の健康管理及び胎児の健やかな発育発達を支援するため、妊婦健康診査費用補助券の規定回数である１４回を超えて受診した場合につき、５回分までその費用の一部を償還払いにて助成を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	母子健康手帳印刷発注、納品	伝票処理・契約事務							■	■	■	■	■	■
2	母子健康手帳交付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	妊産婦健康診査契約	伝票処理・契約事務	■											■
4	妊産婦健康診査支払い事務（医療機関、助産院）	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	妊産婦健康診査（多胎含む）費用償還払い申請受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	妊産婦健康診査（多胎含む）費用償還払い支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	妊産婦健康診査補助券使用状況入力	統計調査・集計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	妊産婦健康診査補助券印刷発注、納品	データ入力・伝票処理										■	■	■
9	多胎妊娠対象者（妊娠届出済みかつ出産未）への通知	通知等発送	■									■	■	■
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 第１３条　前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 （略） （妊娠の届け出） 第１５条　妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。 （略） （母子健康手帳） 第１６条　市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	妊婦歯科健康診査事業		

事業概要	・妊婦のむし歯や歯周病等の早期発見、早期治療を図ることで産まれてくる赤ちゃんにむし歯菌をうつさないよう予防するとともに、妊娠早期から胎児の口腔衛生管理に関心を持つことで、将来の虫歯予備軍を減らせるよう意識啓発を図ることを目的とした妊婦を対象とした歯科健康診査を実施します。 ・診査内容として、歯の状況（健全歯・未処置歯・処置歯等）の確認から歯周組織及び口腔清掃の状況確認、その他の所見として歯並びやかみ合わせの確認を診査します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	歯科医師会との事業調整	庁外調整・会議	■	■	■									
2	歯科医療機関向け説明資料配布	通知等発送			■									
3	歯科健診のお知らせ・帳票等作成	事務作業全般		■	■									
4	普及啓発	周知・広報			■									
5	妊婦歯科健康診査の実施（予定）	健診				■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	妊婦健康診査実施状況のまとめ・検討	統計調査・集計			■	■	■	■						
7	妊婦健康診査結果の入力・支払い事務	データ入力・伝票処理						■	■	■	■	■	■	■
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （保健指導） 第１０条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。 （略） （健康診査） 第１３条　前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	乳幼児健康診査事業		

事業概要	・乳幼児健康診査において、発育・発達の確認や診察をし、必要に応じて精密健康診査委託医療機関の紹介や、栄養・育児・心理相談の実施、関係機関と連携による継続支援などを行うことにより、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児できるよう支援します。 ・乳児健康診査（４か月児健康診査、１０～１１か月児健康診査）は、個別医療機関において個別健康診査を実施します。 ・幼児健康診査（１歳６か月児健康診査、３歳６か月児健康診査）は、保健所において集団健康診査を実施します。新型コロナウイルス感染症流行により、集団での健康診査を受診できない方には、個別医療機関において個別健康診査を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	１歳６か月児健康診査の実施（集団健診）	健診	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	３歳６か月児健康診査の実施（集団健診）	健診	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	委託料、報償費等支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	次年度実施内容検討及び日程調整	庁内調整・会議										■	■	
5	次年度関係団体等調整	庁外調整・会議										■	■	
6	集団健診結果入力	統計調査・集計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	健診使用物品の管理	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	対象者への案内送付事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	未受診調査発送	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	未受診の所属確認	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	未受診訪問振り分け	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	乳幼児個別健診委託契約事務	伝票処理・契約事務	■										■	■
13	乳幼児個別健診結果フォロー	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14	乳幼児個別健診結果入力	統計調査・集計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （保健指導） 第１０条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。 （略） （健康診査） 第１２条　市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。 一　満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児 二　満三歳を超え満四歳に達しない幼児 ２　前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第９条第１項に規定する健康診査等指針（第１６条第４項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。 第１３条　前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	乳幼児健康・育児相談事業		

事業概要	・すくすく７か月児育児相談、のびのび２歳児歯と遊びと育児の相談及び乳幼児健康相談（予約制健康相談を含む）において、身体計測、観察等を行い発育、発達等を確認し、必要に応じて健康上の問題や子育て、食生活等の個別相談、個別指導を実施します。 ・のびのび２歳児歯と遊びと育児の相談は、１歳６か月児健康診査の事後フォローのためにも重要な事業であることから、ハガキによる個別通知を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	すくすく７か月児育児相談の実施	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	のびのび２歳児歯と遊びと育児の相談の実施	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	のびのび２歳児歯と遊びと育児の相談個別通知	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	乳幼児健康相談の実施	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	委託料、報償費等支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	次年度実施内容検討及び日程調整	庁内調整・会議										■	■	
7	次年度配置人員等調整	庁外調整・会議										■	■	
8	契約事務	伝票処理・契約事務	■											■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （知識の普及） 第９条　都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。 （保健指導） 第１０条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	乳幼児育成指導事業		

事業概要	・親子教室では、健康診査や相談事業等で把握した、発達や情緒面で不安のある親子などを対象に、課題遊び、自由遊び、おしゃべりコーナー、個別相談等を実施し、発達面や親子の観察を行い、必要な保健指導を実施します。また、必要なケースは、他の事業や他機関を紹介します。 ・こども相談では、健康診査や相談等で発達や情緒面で不安のある親子を対象に、発達相談員による個別相談を行い、必要に応じて、他の事業や他機関を紹介します。 ・低出生体重児交流会では、子どもの発育・発達に適した遊びの紹介、保護者同士の交流、保健指導等を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	親子教室の実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	こども相談の実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	低出生体重児交流会の実施	市民等向け研修・講座	■				■			■				■
4	次年度実施内容検討及び日程調整	庁内調整・会議									■	■	■	
5	次年度会計年度等調整	庁外調整・会議										■	■	
6	次年度帳票等準備	伝票処理・契約事務												■
7	報酬の支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （保健指導） 第１０条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	重層的支援体制整備事業（母子保健コーディネーター事業）		

事業概要	・妊娠から出産、子育て期の切れ目ない支援を進めるため、専門職の母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳の交付時の面談や電話相談での対応により、母体及び家族の健康維持に役立つ情報や子育て支援サービス等、個々のニーズに合わせた情報提供を行います。また、必要時に応じて、支援関係機関相互間の連携を図ります。 ・妊娠届出書のアンケートを基に、支援が必要と思われる妊婦の抽出とその後の電話での様子確認、出生連絡票受理後の電話対応を行います。（アウトリーチ型支援） ・出生連絡票受理後の電話対応により必要な場合は、リスクアセスメントシートを活用し、産後ケア事業の必要性等について、職員とともにアセスメントの上、個別支援計画を作成し、産後ケア事業等の支援につなげます。 ・産後ケア事業の終了後、利用者のフォローを実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	母子健康手帳交付時の面談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	妊娠期、乳幼児期の電話、面接相談対応	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	個別支援計画の作成	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	利用者支援事業連絡会	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	産後ケア事業申請受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	妊産婦健診償還払い等窓口対応	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	母子保健教育講師	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	次年度準備	事務作業全般												■
9	産後ケア事業利用者フォロー	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	〇社会福祉法 第１０４条の４ （略） ３　市町村は、重層的支援体制整備（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。 （略） 〇母子保健法 第２２条　市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。 ２　母子健康包括支援センターは、第１号から第４号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。 一　母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。 二　母子保健に関する各種の相談に応ずること。 三　母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。 四　母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。 五　健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)。 ３　市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第９条の相談、指導及び助言並びに第１０条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第２１条の１１第１項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第２項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	母子訪問指導事業		

事業概要	・出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問のいずれかの訪問のなかで、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握します。 ・継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。 ・母子に関する心身の健康状態を把握し、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	新生児、こんにちは赤ちゃん及び未熟児訪問の実施	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	訪問指導員、主任児童委員等への研修の実施	職員向け研修			■							■		
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （新生児の訪問指導） 第１１条　市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第１９条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。 ２　前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。 （略） （妊産婦の訪問指導等） 第１７条　第１３条第１項の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。 ２　市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。 （略） （未熟児の訪問指導） 第１９条　市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。 （略） ○児童福祉法 第２１条の１０の２　市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したとき又は当該市町村の長が第２６条第１項第３号の規定による送致若しくは同項第８号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第８条第２項第２号の規定による送致若しくは同項第４号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。 ②　市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第１０条、第１１条第１項若しくは第２項(同法第１９条第２項において準用する場合を含む。)、第１７条第１項又は第１９条第１項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。 ③　市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。 ④　前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	母子保健教育事業		

事業概要	・安心して妊娠、出産、育児ができるための知識を普及し、仲間づくりの機会とするため、たまごクラス（ママの日）として、妊娠、出産、家族計画、育児、栄養、歯科等についての講義、実習、産婦との交流等を行います。 ・父親や育児をサポートする人の積極的な育児参加を促すきっかけとするため、たまごクラス（パパママの日）として、妊婦疑似体験や赤ちゃんの抱き方の実習と講義を行います。 ・妊娠期から乳幼児期の栄養について普及啓発を行います。 ・マタニティクッキングとして、妊婦を対象に、バランスや塩分、貧血予防等の妊娠中特に気を付けたい食事についての動画配信を実施します。 ・離乳食講習会として、離乳食についての講義と離乳食の実演を実施します。 ・１歳児の食事と歯の教室として、離乳の完了期の食事、生活習慣、虫歯予防、事故防止、卒乳等の講義を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	たまごクラス（ママの日）の実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	たまごクラス（パパママの日）の実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	委託料、報償費等支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	次年度実施内容検討及び日程調整	事務作業全般										■	■	
5	次年度配置人員等調整	伝票処理・契約事務										■	■	■
6	教室資料準備	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	職員への教室運営についてのレクチャー	職員向け研修	■	■	■									
8	離乳食講習会の実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	1歳児の食事と歯の教室	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	広報紙掲載	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	教室の教材等準備	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	次年度準備	事務作業全般										■	■	■
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	〇母子保健法 （知識の普及） 第９条　都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。 （保健指導） 第１０条　市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。 （栄養の摂取に関する援助） 第１４条　市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。 （略） 〇食育基本法 (家庭における食育の推進) 第１９条　国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業		

事業概要	・特殊寝台、クールベスト、電動式たん吸引器等の日常生活用具について給付申請を受け付け、対象者の健康状態や生活状況について実地調査を行い、日常生活用具の給付の可否を決定し、給付決定した対象者に用具の給付を行うとともに、事業者に対して費用を支払います。 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づき実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請の受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	指定医療機関への制度の周知	周知・広報							■	■	■			
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○児童福祉法 第１９条の３　小児慢性特定疾病児童等の保護者(小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第５７条の３第２項、第５７条の３の３第２項及び第５７条の４第２項において同じ。)は、前条第１項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)の診断書(小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第６条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。)を添えて、都道府県に申請しなければならない。 ②　指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ③　都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第６条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定(以下「医療費支給認定」という。)を行うものとする。 （略） ○小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（健発０５３０第１２号） 第２ 事業内容 １．小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (1) 事業目的 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22 年法律第164 号。以下「法」という。）第19 条の３第３項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。 (2) 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	分娩前新型コロナウイルス検査事業		

事業概要	・不安を抱える妊婦ががかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にＰＣＲ等のウイルス検査を受けるための体制を整備します。 ・茅ヶ崎市保健所管内の医療機関と調整し、ウイルス検査業務を委託します。 ・本市が契約をしていない医療機関以外でウイルス検査を行った妊婦に対し、検査費用を償還払いにより支払います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	償還払い申請受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
2	償還払い伝票起票	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
3	委託事業者への委託料支払	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
4	次年度受託意向調査	庁外調整・会議												
5	契約事務	伝票処理・契約事務	■											
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健医療対策総合支援事業（令和４年度第二次補正予算分）実施要綱

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	産後ケア事業		

事業概要	母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、次の方法により支援を行います。 1　通所（デイサービス）型 病院、診療所、助産所等において、利用者は予約した時間に来所し、必要なサービスを受ける。 2 居宅訪問（アウトリーチ）型 利用者と日時を調整し、利用者の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	利用希望者による利用申請受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	母子保健コーディネーターによる対象者のアセスメント及び支援計画作成	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	課内審査、利用決定	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	利用希望者及び利用施設との連絡調整	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	委託事業者への委託料支払	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	次年度受託意向調査	庁外調整・会議										■	■	
7	契約事務	伝票処理・契約事務	■											■
8	産後ケア事業連絡会の調整、実施	庁外調整・会議		■								■	■	
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○母子保健法 （産後ケア事業） 第１７条の２　市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。 一　病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業 二　産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業 三　産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業 ２　市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。 ３　市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第２２条第１項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 （略）

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	いとしのベビー出産・子育て応援事業		

事業概要	・妊娠届出時より妊娠や特に０歳から２歳の低年齢の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面接や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図るための経済的支援として応援金を支給します。 ・応援金を支給する流れは以下のとおりです。 １　出産応援金 妊娠届出→面談→アンケート・申請→応援金（妊娠１回あたり５万円を支給） ２　子育て応援金 出生届出→面談→アンケート・申請→応援金（新生児１人あたり５万円を支給） ※伴走型相談支援として妊娠８か月頃にアンケートを実施

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	妊娠届出時の面談（母子健康手帳交付時）	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	出産応援金の支給	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	8か月アンケートの実施	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	出生届出時の面談（こんには赤ちゃん訪問時）	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	子育て応援金の支給	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	○伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

事務事業概要書

部名	こども育成部	課かい名	こども育成相談課
事務事業名	療育相談事業		

事業概要	こどもセンターを拠点に発達に気がかりのある子どもに対して、個別相談や巡回相談、親子教室、専門相談等を行うことで、親子が適切な支援が受けられるよう、相談支援等を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	発達相談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	巡回相談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	親子教室	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	心理相談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	言語相談	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	幼児のことばの教室	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	ケース検討会議	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	療育関係機関との調整事務	庁外調整・会議				■	■					■	■	■
9	市民向け療育研修会	市民等向け研修・講座						■	■				■	■
10	保護者研修会	市民等向け研修・講座		■	■							■	■	
11	こどもセンターの施設維持管理業務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	国庫・県費補助金の請求事務													
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・発達障害者支援法 （児童の発達障害の早期発見等） 第5条 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第14条第1項の発達障害者支援センター、第19条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第1項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。 （早期の発達支援） 第6条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。